

自転車用ヘルメット着用促進モデル事業所 実施要領

1 目的

自転車利用時のヘルメット着用意識向上を図り、自転車で通学・通勤する学生や社員等への着用を推進するため、自転車用ヘルメット着用促進モデル事業所（以下、モデル事業所という。）は、交通安全普及・啓発の社会的模範として活動することを目的とする。

2 取組内容

モデル事業所は、自転車通勤する従業員等に自転車用ヘルメットの着用を促し、また、市民の模範としてヘルメットの着用意識を浸透させるため、越前市（以下、市という。）及び越前警察署（以下、警察署という。）と連携して啓発活動を行う。

（１）モデル事業所の要件

- ・ 自転車用ヘルメットを着用して通勤する者がいること。
- ・ 当事業に関する取組みについて事業所内の掲示板や会議等で紹介するほか、自転車用ヘルメットを着用して自転車を利用している様子を、社内報やホームページ、SNS等で情報発信できること。
- ・ 自転車保険等の加入促進について、事業所内での広報・啓発に協力できること。
- ・ 市や警察署からの依頼に応じ、街頭啓発活動等の各種啓発活動に協力できること。

（２）モデル事業所の登録について

- ・ 様式「自転車用ヘルメット着用モデル事業所等登録用紙（様式）」に必要事項を記載してください。
- ・ 市及び警察署においてモデル事業所として登録し、「自転車用ヘルメット着用促進モデル事業所活動宣言」及び「認定証」を交付します。
- ・ 市交通安全推進協議会総会において、「自転車用ヘルメット着用促進モデル事業所」として報告します。

（３）アンケートおよび活動報告について

- ・ アンケートおよび活動報告は、令和6年12月頃に市から依頼します。
※報告書には、啓発活動の取組み概要、ヘルメット着用に関するエピソード、着用している写真や動画のSNS等の報告を予定しています。

- ・各モデル事業所の報告内容は、市ホームページ等で公表します。

3 その他

本要領に定めのない事項や細部の事業内容については、その都度、市及び警察署と協議の上、決定するものとします。また、事業内容に疑義が生じた場合も同様に協議の上、解決を図るものとします。

令和6年8月28日 作成